

(非常勤)

事業種別	訪問介護
募集職種	訪問介護員(登録型ヘルパー)
雇用形態	非常勤
労働者が従事する業務内容	生活援助、身体介護等訪問介護員としての業務
必要な資格	介護職員初任者研修 以上
経験	特に問いませんが、簡単な調理等ができる方
労働契約期間	当初6ヶ月間は試用期間とし、その後、勤務状況に応じて1年ごとの更新
就業場所	三木市宿原1270-122
始業・終業時刻	シフト表による
時間外労働の有無	なし
休憩時間及び休日	シフト表による
賃金額	1 基本給 イ 身体介護：サービス提供時間1時間当 1,550円 (但し、サービス提供時間が30分のみ場合は、980円) ロ 生活介護：生活援助サービス提供時間1時間当 1,200円 ハ 要支援者へのサービス提供(1回) 1,240円 ※ 移動の際のマイカー利用料燃料代などを上記に含むものとする 2 諸手当 処遇改善手当(上記基本給に介護報酬上定められた率を乗じて得た額) 資格手当 介護福祉士の方は1時間当たり100円UP
健康保険、厚生年金保険、 労災保険及び雇用保険の適用の有無	・契約労働時間が週30時間以上で左記の保険全て加入 ・契約労働時間が週20時間以上30時間未満で労災、雇用保険加入 ・契約労働時間が週20時間未満で労災保険加入
備考	勤務の曜日・時間等は、事業所管理者と調整していただき、ライフスタイル重視で働けます。 また、常勤職員への登用も可能です。